

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

この計画は、災害対策基本法第42条及び日立市防災会議条例第2条の規定に基づき、日立市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係機関、公共的団体、その他市民が有する全機能を發揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に到る一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、主として津波に関するものを対象としているが、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、地震災害対策計画編では、主として揺れによるものを対象としている。

しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

また、風水害に関する災害対策については、風水害対策計画編と、原子力に関する災害対策については、原子力災害応急対策計画と、十分調整を図るものとする。

この計画の基本的な考え方としては、以下のとおりである。

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災対策の確立を図り、南海トラフ地震等による津波被害にも対応していく。
- 2 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- 4 県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業者のとりべき措置

第1 日立市

地震災害対策計画編 第1章第2節第1「日立市」に準じる。

第2 茨城県

地震災害対策計画編 第1章第2節第2「茨城県」に準じる。

第3 指定地方行政機関

地震災害対策計画編 第1章第2節第3「指定地方行政機関」に準じる。

第4 自衛隊

地震災害対策計画編 第1章第2節第4「自衛隊」に準じる。

第5 指定公共機関

地震災害対策計画編 第1章第2節第5「指定公共機関」に準じる。

第6 指定地方公共機関

地震災害対策計画編 第1章第2節第6「指定地方公共機関」に準じる。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者

地震災害対策計画編 第1章第2節第7「公共的団体その他防災上重要な施設管理者」に準じる。

第8 市民・事業者のとりべき措置

地震災害対策計画編 第1章第2節第8「市民・事業者のとりべき措置」に準じる。

第9 複合災害対策

地震災害対策計画編 第1章第2節第9「複合災害対策」に準じる。

第 3 節 津波被害の歴史等

第 1 津波被害の歴史等

1 明治以前に津波を伴った地震

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
799 9. 18	延暦 18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の 4 郡に津波、早朝より夕刻まで約 15 回。波は平常の汀線より 1 町（約 110m）の内陸に達し、平常の汀線より 20 余町（約 2.2km）の沖まで水が引いた。
869 7. 19	貞観 11. 5. 26			M≒8. 3	東北地方三陸沿岸で、城郭・倉庫・垣壁など、崩れ落ち倒壊したものが無数にあった。溺死者約 1 千人
1420 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄すること 4 時間に 9 回。地震記事なし
1677 11. 4	延宝 5. 10. 9	35. 5	142. 0	M≒8. 0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約 550（あるいは 487）軒、死・不明 130 余（あるいは 189）。水戸領内で潰家 189、溺死 36。舟破損または流失 353。房総で倒家 233 余、溺死 246 余。奥州岩沼領で流家 490 余、死者 123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1703 12. 31	元禄 16. 11. 23	34. 7	139. 8	M≧8. 1	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく倒壊家屋 8 千以上、死者 2, 300 人以上。津波が犬吠埼から下田沿岸を襲い、溺死者数千人

（茨城県地域防災計画から引用）

2 明治以後の津波を伴った地震

発震年月日		発震年月日		マグニ チュード	被害摘要
西暦	西暦	北緯	東経		
1896 1. 9	明治 29. 1. 9	36° 30′	141° ー′	7. 3	鹿島灘の地震 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期 8 分）

発震年月日		発震年月日		マグニ チュード	被 害 摘 要
西暦	西暦	北緯	東経		
1896 6.15	明治 29.6.15	39° 5′	144° ー′	8.2	明治三陸地震 震害はなく、津波が北海道から牡鹿半島の沿岸に襲来し、死者 21,959 人、家屋の流出・全半壊 1 万戸以上
1923 9.1	大正 12.9.1	35° 19′	139° 8′	7.9	関東大地震 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868 人。死者 99,331 人。負傷 103,733 人。行方不明 43,476 人。茨城県の被害は死者 5 人、負傷 40 人、全潰 517、半潰 681
1933 3.3	昭和 8.3.3	39° 7′	145° 7′	8.1	昭和三陸地震 震害は少なく、津波による被害が甚大。三陸沿岸の溺死者・行方不明者 3,064 人、流出家屋 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018
1938 5.23	昭和 13.5.23	36° 34′	141° 19′	7.0	塩屋崎沖の地震 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1。小名浜に震後 22 分で小津波(全震幅 83cm)が押し寄せた。
1938 11.5	昭和 13.11.5	36° 56′	141° 55′	7.5	福島県東方沖の地震 福島県で死者 1 人、負傷者 9 人、住家全潰 4、半潰 29、非住家全潰 16、半潰 42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測
1952 3.4	昭和 27.3.4	41° 42′	144° 9′	8.2	十勝沖地震 北海道南部・東北北部で被害。死者 28 人、行方不明者 5 人、家屋全壊 815、半壊 1,324、流出 91。津波は関東地方まで及んだ。

発震年月日		発震年月日		マグニ チュード	被 害 摘 要
西暦	西暦	北緯	東経		
1960 5.23	昭和 35.5.23	38° 17′ (南緯)	73° 3′ (西経)	9.5	チリ地震 5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者142人、家屋全壊1,500余、半壊2,000余
1987 12.17	昭和 62.12.17	35° 23′	140° 30′	6.7	千葉県東方沖の地震 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71,212。茨城県で負傷者4人、住家一部破損1,259
2011 3.11	平成 23.3.11	38° 6′	142° 22′	9.0	東日本大震災 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害：死者18,958人、行方不明2,655人、負傷者6,219人 住宅被害：全壊127,291、半壊272,810、一部損壊766,097 【茨城県の状況】 茨城県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測 人的被害：死者65人、行方不明者1人、重症34人、軽症678人 住家被害：全壊2,629棟、半壊24,365棟、一部損壊184,672棟、床上浸水1,799棟、床下浸水779棟（平成27年1月31日現在）

（茨城県地域防災計画から引用）

3 東日本大震災における日立市の状況

日立市では、震度6強（十王支所：6強、市役所本庁舎：6弱、助川小学校：6強）を観測したが、幸いにも死者、行方不明者はなく、地震に起因する救急搬送者は161人（重症6人、中等症38人、軽症117人）であった。

住家被害は、全壊436棟、大規模半壊706棟、半壊3,283棟、一部損壊13,961棟となっている。
（平成27年12月31日現在）